

# 福祉だより

## 身体障害者等の 自動車税減免申 請手続きの改正

身体障害者等の障害の程度によって、自動車税が減免される制度がありますが、この証明手続きについて一部改正

がありました。  
障害者本人が運転する場合は、従来どおりですが、生計を同一にする方が運転する場合は、通院、通学、通勤証明書のほかに、民生委員等の証明が必要となりました。詳細については、市福祉事務所へおたずね下さい。  
(☎)1111内線277

## 自動車税減免対象者

障害の区分	障害の等級
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	(身体障害者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする者が運転する場合)
体幹不自由	1級、2級及び3級の1 (身体障害者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級及び5級 (生計を一にする者が運転する場合)
心臓機能障害	1級から3級までの各級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
精神薄弱	(生計を一にする者が運転する場合)A

## 児童手当を受給 されている方へ



児童手当を受給されている方は毎年一回、六月中に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得や養育等について、毎年六月一日の状況を確認して、引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかをみる大切な届けです。

必ず期日までに提出して下さい。もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっても、六月以降の児童手当を受取ることができなくなりますからご注意ください。

なお、六月から所得制限の限度額が変わりますので、今まで一定の所得を越え、児童手当を受けられなかった方も申請してみてください。  
届け出の際、持参していた

- 一、印鑑
- 二、保険証
- 三、厚生年金等に加入している人は、年金加入証明書

(用紙は福祉事務所にあります)  
なお、児童手当の受給中に

つぎのような変更があった場合は、十四日以内に手続きをして下さい。

- 住所が変わったとき
- 公務員又は公共企業体の職員になったとき
- 受給者が死亡又は資格を失ったとき
- 子の出生により支給要件児童が増加したとき
- 支給要件児童が十八歳になったとき

## 母子家庭医療費 受給者証の更新

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三十日までとなっています。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを、六月中にして下さい。  
手続きには、保険証と印鑑が必要です。  
問い合わせは、市福祉事務所  
(☎)1111内線277

## 機能訓練対象者の 把握調査について

老人保健法に基づく機能訓練事業を実施(十月予定)することとなりました。

各地区民生委員の方にご協力をいただき、対象者の調査をいたしますので、事前にお知らせいたします。

これは、医療終了後も継続して訓練を必要とする人に対し、機能の回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的としています。

対象者は、四十歳以上で次の事項に該当し、訓練場所まで通える人です。

- 一、医療終了後継続して訓練を必要とする人
- 二、障害にはいたらないが、日常生活等で支障があるか又は、感じる人
- 三、老化等による心身機能が低下している人

以上の該当者に各地区の民生委員の方が、六月中旬までに調査に伺いますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。  
保健環境課保健係  
(☎)1111内線247